

中小企業高付加価値化投資促進補助金の募集案内

募集期間：平成28年4月20日（水）～5月31日（火）17時

この補助制度は、中小企業者が、自己の経営戦略に基づいて、「ものづくりの基盤技術を高度化することによる競争力の強化」又は「本県の成長を導く高付加価値の成長分野における生産拠点の強化」、及び「付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備」のため新たに県内で設備投資を行う際に、その費用の一部を支援することにより、中小企業の県内における新たな投資を促進し、雇用の維持を図ることを目的としています。

◆ 補助制度の内容

1 補助対象者

中小企業者（中小企業基本法第2条に規定するもののうち、個人を除くもの）

2 補助対象事業

	A事業（製造業型）	B事業（サービス産業型）
補助対象事業	①ものづくりの基盤技術（※1）を高度化することによる競争力の強化②本県の成長を導く高付加価値の成長分野（※2）における生産拠点の強化に係る設備投資	①体験交流機能②地域製品の加工又は販売機能③飲食又は宿泊機能のうち2つ以上の機能を備えた、付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る設備投資
補助率	補助対象投資額（※3）の10%以内	補助対象投資額（※3）の10%以内
補助限度額	1企業につき3千万円	1企業につき3千万円
投資要件	設備投資額 3千万円以上	設備投資額 2千万円以上
雇用要件	申請時点の常用雇用者数を維持	申請時点の常用雇用者数を維持

【注意事項】

- ※1 ものづくりの基盤技術とは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」において特定ものづくり基盤技術の指定を受けた12分野の技術をいう
- ※2 高付加価値の成長分野とは「みえ産業振興戦略」等に記載されている分野をいう（例：航空宇宙産業、食品産業、環境エネルギー関連産業、次世代エネルギー産業、ライフバージョン関連産業等）
- ※3 補助対象投資額とは、機械、設備等の償却資産とします。（土地、建物については対象外です。）

3 採択基準

- (1) 生産設備等導入による事業の競争力・非代替性・市場の成長性、設備等導入に伴う効果、競合他社との優位性、事業の継続性・実現性、雇用の維持など。
- (2) 補助対象となる生産拠点での雇用数（常用雇用者数）について、補助金交付事業完了後3年間は、その常用雇用者数の維持に努めること。
- (3) 平成29年2月15日までに事業完了できること。

◆ 提出方法及び提出先

平成28年4月20日（水）から平成28年5月31日（火）17時まで。

原本1部、コピー6部を、下記お問い合わせ先まで郵送又はご持参ください（締切厳守）。

※申請に当たっては必ず事前にご相談ください。内容や添付書類に不備がある場合には受け付けられません。

◆提出書類

- 1 事業計画書
- 2 法人に係る定款、登記事項証明書、役員一覧表
- 3 最近3年間の決算書（附属明細書を含む）
- 4 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納が無いこと）
- 5 その他必要とする書面

◆実施計画の審査

応募のあった事業計画について、中小企業高付加価値化投資促進補助金審査委員会において、プレゼンテーションによる聞き取り審査を実施（必要に応じ書類審査も実施）し、予算の範囲内で事業計画の採択を決定します。

お問い合わせ：〒514-8570 三重県津市広明町13(三重県庁8階)
三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班
電話 059-224-2819 FAX059-224-2221 Email: kigyoyu@pref.mie.jp
<http://www.pref.mie.lg.jp/kigyoyu/HP>

<申請から採択までスケジュール(予定)>

4/20
～
5/31

6月中

6月中

6月中

交付決定後
～
H29. 2. 15 まで

事業完了後

